

(平成26年4月2日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会神奈川地方事務室分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和35年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年7月1日から同年10月1日まで
私は、昭和34年3月9日にC社に入社した後、A社に異動となり、平成17年7月31日に退社するまで継続して勤務していたにもかかわらず、年金事務所の記録では、申立期間の記録が欠落している。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社の回答から判断すると、申立人が申立期間に申立てに係るグループ会社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立期間において厚生年金保険被保険者記録が欠落している同僚が10人以上確認できるところ、このうち、申立人と同一の勤務形態及び業務内容の同僚が所持していたA社の給料支払明細書において、申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、前述の同僚が提出した給料支払明細書によると、厚生年金保険料については、翌月控除であったと推認できるところ、C社における資格喪失時（昭和35年6月）からA社における資格取得時（昭和35年10月）までの全ての期間に係る厚生年金保

除料控除額が同額であり、その金額に見合う標準報酬月額は、C社における資格喪失時の標準報酬月額と一致していることから、申立人についても申立人のC社における昭和35年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A社は、申立期間には厚生年金保険の適用事業所となっていないが、申立期間においても勤務していたと認められる同僚が10人以上いることから、同社は当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立期間において厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東神奈川厚生年金 事案 8874

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 4 月頃から 36 年 4 月 3 日まで

私は、A社（現在は、B社）に、昭和 35 年 4 月頃から勤務していたが、厚生年金保険の記録では、同社での被保険者資格の取得日が 36 年 4 月 3 日となっているため、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。実妹は私より後に同社に入社したが、実妹の被保険者資格の取得日は私より前になっている。

調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している同僚及び実妹の供述から、期間は特定できないものの、申立人が申立期間の一部の期間において、A社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、申立人が記憶している同僚は、「申立人の正確な入社時期は分からない。」と供述している上、申立期間において、申立人と同じ部署に勤務していたとする複数の同僚は、申立人を知らない旨回答していることから、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の保険料控除について確認することができない。

また、B社は、「A社の人事記録及び社会保険関係の資料が無いため、申立人の勤務期間、厚生年金保険の届出、保険料控除及び保険料納付については不明である。」と回答している上、同社の当時の事業主は既に死亡しており、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の保険料控除について照会することができない。

さらに、申立人は、「申立期間当時、厚生年金保険に加入していたか、また、支払われた給与から厚生年金保険料が控除されていたかは分からな

かった。」と述べている。

このほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 11 月 1 日から 39 年 3 月 10 日まで
私は、申立期間において、A社B部に勤務していた。ところが、年金記録では、申立期間が被保険者期間となっていない。
調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持するA社B部の申立人名の名刺及び上司二人の名刺並びに複数の同僚の証言から、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、申立人が仕事を教えてもらったとする複数の先輩を含む、申立人が記憶している同僚6人全員及び上記の上司のうち1人については、A社に係る事業所別被保険者名簿に該当する氏名が見当たらない。

また、申立人及び同僚の証言から、申立期間の従業員数は80人から100人前後だったと推定できるものの、上記被保険者名簿により、申立期間におけるA社の被保険者数は、50人から70人程度であることが確認できることから、同社では従業員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、上記被保険者名簿に記録がある同僚のうち複数の者は、「試用期間があった。」と述べており、多くの者が、「A社における厚生年金保険被保険者期間は、実際に勤務した期間より短い。」と述べている。

加えて、申立期間のA社に係る事業所別被保険者名簿において、申立人の氏名の記載は無く、整理番号に欠番も無い上、同社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主に照会することができないため、申立期間に係る勤務実態及び保険料控除について確認することが

できない。

このほか、申立人は、申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 2 月 10 日から 36 年 5 月 2 日まで

私は、高等学校卒業前の昭和 35 年 2 月 10 日にA社に入社し、45 年 10 月 10 日まで勤務したにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同期入社した者を含む複数の同僚の供述から、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、複数の同僚は、「申立期間当時、会社に申し出ないと厚生年金保険に加入できなかった。」、「短期間で退職する者が多く、会社は、保険加入するまでに様子見をする期間があった。」及び「私たちは、入社から1年間ないし2年間は厚生年金保険に加入していなかった。」と供述している。

また、申立人が同日に入社したと記憶する同僚4人のうち、1人は、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に名前が無く、2人は、申立人と同様に入社から1年3か月後の昭和 36 年 5 月 2 日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、A社は、申立期間当時の資料を保管していないため、厚生年金保険料の控除の有無については不明である旨回答している上、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等を所持していない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 6 月 21 日から同年 7 月 1 日まで
私は、A社に昭和 52 年 4 月 1 日に入社、同年 6 月 22 日に退職し、同年 6 月 23 日付けで系列子会社であるB社に移籍したが、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。
調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社の系列子会社であるB社に昭和 52 年 6 月 23 日付けで移籍したと述べている。

しかしながら、オンライン記録により、B社は、昭和 52 年 7 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A社は、「申立人は、昭和 52 年 6 月 20 日に当社を退職しB社に移籍しているので、当社では申立期間に係る厚生年金保険料は控除していない。」と回答しており、B社は、「申立期間は、当社が厚生年金保険の適用事業所となる前の期間であるため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料は控除していない。」と回答している。

さらに、申立人と同時期にA社からB社に移籍した同僚が所持するA社及びB社の給与明細表では、申立期間の保険料は控除されていないことが確認できるところ、同社は、申立期間に移籍した者に係る厚生年金保険料控除については、上記給与明細表を所持する者と同じ取扱いであった旨回答している。

このほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細表等の資料を所持してお

らず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。